

令和7年2月12日掲載

令和7年2月14日更新

令和7年2月26日更新

よくあるご質問等

1 破産手続について

Q1-1 破産手続とはどのような手続ですか。

A1-1 支払不能又は債務超過の状態にある債務者について、裁判所の監督の下、裁判所から選任された破産管財人が、公正中立の立場において、債務者の財産を管理し換価することにより、適正かつ公平な清算を行う手続です（破産法1条参照）。

Q1-2 本破産事件の破産管財人は誰ですか。連絡先を教えてください。

A1-2 株式会社ベルクレール（以下、「破産者」といいます。）の破産管財人は桜川協和法律事務所の松尾幸太郎弁護士です。

本件に関するお問い合わせは、下記に記載する破産管財人のホームページ（以下、「本ホームページ」といいます。）に設けられている所定のお問い合わせフォームよりお願い致します。破産裁判所や、破産管財人の法律事務所に直接ご連絡をいただいても対応致しかねますのでご了承ください。

【破産管財人ホームページURL：<https://belleclair.co.jp/kanzai/>】

また、多数の債権者の皆さまからのお問い合わせがあるため、個別に回答することは予定しておりません。いただいたお問い合わせのうち回答することができるものについては、質問内容を整理した上で、順次、本ホームページの「よくあるご質問等」に掲載しますので、本ホームページをご確認ください。また、現時点でご回答できる内容は、本ホームページの「よくあるご質問等」に掲載しておりますので、事前にご確認いただいた上でお問い合わせください。

なお、お問合せの際には氏名、メールアドレス、質問事項のほか、支援の申込みしたクラウドファンディングのサイト名とプロジェクト名を所定のフォームに従ってご選択ください。複数のサイトから、又は複数のプロジェクトに対して支援を行っている場合には、そのうち任意の一つをご選択いただく形で問題ございません。

Q1-3 破産管財人はどういう立場の者で、何をするのでしょうか。

A1-3 破産管財人は、裁判所から選任された者であり（破産法74条1項）、裁判所の監督の下（破産法75条1項）、破産財団に属する財産の管理及び処分を行い（破産法78条1項）、破産に至った経緯等について調査を行います（破産法83条1項）。これらの調査・破産者の財産の換価・回収等の上、公租公課（税金など）等の優先的に弁済すべき債権や管財業務に必要な費用等を支払った後、なお配当可能原資がある場合には、債権者の皆様に、破産法の定めに従い、公平に配当（弁済）することになります。

Q1-4 破産手続は今後どのように進行しますか。

A1-4 破産管財人が、破産に至った経緯等を調査するとともに、財産の処分・換価を行います。財産の処分・換価が完了した後、配当原資を確保することができれば、破産債権の調査を行った上で、配当を実施することになります。破産管財人の業務の進捗状況等は債権者集会で説明するほか、適宜、本ホームページに掲載する方法等により報告します。

Q1-5 「株式会社ベルクレールの破産手続について」という題名のメールが届きましたが、これはどのような人に送信しているのですか。

A1-5 破産者が企画したクラウドファンディングに支援の申込みをし、かつリターンを受領していない支援者の方に対しては、当該クラウドファンディング申し込みの際に登録されたメールアドレス宛に、メール添付の方法にて破産手続開始決定通知書を送付しています。

Q1-6 私は株式会社ベルクレールが行うクラウドファンディングに申込みをしましたが、破産手続開始通知書が届きません。

A1-6 クラウドファンディング申し込みの際に登録されたメールアドレスの受信ボックスを確認いただき、破産管財人からのメールが届いていない場合には、本ホームページのお問い合わせフォームよりその旨をご連絡ください。

なお、迷惑メールボックスにて受信されている可能性もありますので、念のため、迷惑メールボックスもご確認をお願い致します。

Q1-7 クラウドファンディングの申込み時から、メールアドレスを変更しているので、資料は新たなアドレス宛てに送付してください。

A1-7 お問い合わせフォームより新たなメールアドレスをご連絡ください。

Q1-8 破産管財人のホームページに掲載されている資料を開くためのパスワードを教えてください。

A1-8 破産手続開始通知書をお送りしたメールに記載していますので、ご確認ください。破産者に対して債権をお持ちでない方は、パスワード付資料を閲覧することはできませんので、ご了承ください。

2 債権・配当について

Q2-1 私は申込みをしたクラウドファンディングのリターンを未だ受け取っていません。リターンの商品は送付してもらえるのでしょうか。

A2-1 破産手続は、破産管財人が破産者の保有する資産を換価等した上で回収した財産をもって配当が可能な状況になった場合に、破産債権者の皆さまに平等に配当を行う手続です。したがって、商品自体を送付することはできません。

Q2-2 配当を受けるためには、どうすればいいですか。

A2-2 本件について、破産裁判所は、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足するおそれがあるため、債権の届出期間と破産債権の調査をするための期日を定めないこととしました（破産法31条2項）。破産財団の調査を進め、債権者の皆さまに対する配当の見込みが生じた場合には、改めて、破産債権の債権届出の方法等について連絡をさせていただきますので、現時点で、行っていただく手続はありません。

Q2-3 配当の見込みは、いつ頃分かりますか。

A2-3 配当の具体的な時期が分かるのは、原則として、破産者の財産の換価業務が終了した段階であり、現時点でその時期は未定です。

3 保証制度（返金制度）について

Q3-1 私が申込みをしたクラウドファンディングサイトでは、保証制度（返金制度）があると聞いています。支援金の返金はなされるのでしょうか。

A3-1 破産者が利用していたクラウドファンディングサイトの運営事業者の中には、保証による返金制度を設けている事業者も存在するものと認識しています。

お申込みいただいたクラウドファンディングサイトやプロジェクトによって取り扱いが異なりますので、保証対象（返金対象）となるか否か、返金の範囲、返金を請求するための手続等については、クラウドファンディングサイトの運営事業者にご直接お問合せください。

Q3-2 破産者が利用していたクラウドファンディングサイトの運営事業者はどこですか。

A3-2 破産者が利用していたクラウドファンディングサイトの運営事業者は、以下となります。

サイト名	： 運営事業者
「Makuake」	： 株式会社マクアケ
「CAMPFIRE」・「machi-ya」	： 株式会社CAMPFIRE
「GREEN FANDING」	： 株式会社ワンモア

4 その他

Q4-1 裁判所からの通知に債権者集会（財産状況報告集会）の案内がありました。この債権者集会に出席しないと何か不利益はありますか。

A4-1 債権者集会は破産会社の財産状況や破産管財業務の経過等をご説明するために開催するものであり、債権者集会にご欠席の場合も特に不利益はありません。また、当日の配布資料については、債権者集会開催後に本ホームページに掲載いたします。

以 上